

椋山女学園大学学術機関リポジトリ運用指針

平成29年大通達第1号

平成29年5月31日

(趣旨)

第1条 この指針は、椋山女学園大学（以下「本学」という。）における椋山女学園大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学において作成された研究・教育成果を広く無償公開することにより、学術研究及び教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リポジトリとは、椋山女学園大学図書館（以下「図書館」という。）が、電子的手段により、本学の研究・教育成果を収集、蓄積及び保存し、学内外に公開するシステムをいう。
- (2) 登録公開とは、前号の目的を達成するために、次に掲げる行為を行うことをいう。
 - ア 研究・教育成果を複製し、リポジトリを構築するサーバーに格納すること。
 - イ リポジトリを構築するサーバーに接続されたネットワークを通じて、前号に規定する複製物を、不特定多数に公開し、ダウンロード可能な状態に置くこと。
 - ウ 研究・教育成果を保存するために、バックアップをとること。

(登録公開資格者)

第4条 リポジトリに研究・教育成果を登録公開することができる者（以下「登録公開資格者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在職し、又は在職したことがある職員
- (2) 本学に在籍し、又は在籍したことがある大学院生
- (3) その他図書館長が図書館運営委員会の議を経て適当と認めた者

(登録公開の対象)

第5条 リポジトリに登録公開することができる研究・教育成果は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 登録公開資格者が本学在職中又は在籍中に、単独又は共同で作成した次に掲げる研究・教育成果であること。
 - ア 学術論文（学術雑誌等掲載論文、プレプリント、ディスカッションペーパー等）
 - イ 学位論文（博士論文）
 - ウ 研究報告書（科学研究費補助金成果報告書、学園研究費報告書、学会発表資料等）
 - エ 実践報告書（教育実践報告書等）
 - オ 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - カ 図書（一部又は全部）
 - キ その他図書館長が、図書館運営委員会の議を経て適当と認めたもの
- (2) 法令及び椋山女学園規程類が遵守されていること。
- (3) 社会通念上問題が生じないものであること。
- (4) 電子ファイルで作成されていること又は電子ファイル化が可能なこと。

(5) リポジトリの運用において支障のないデータ構造であること。

(登録公開手続)

第6条 リポジトリに研究・教育成果を登録公開しようとする者（以下「登録公開申請者」という。）は、「椋山女学園大学機関リポジトリ登録申請書」（様式第1号）及び「椋山女学園大学機関リポジトリ登録公開許諾書」（様式第2号）並びに登録公開する研究・教育成果を図書館長に提出するものとする。

2 図書館長は、前項の申請に基づき、登録公開の可否について決定するものとする。

3 図書館長は、前項の結果を遅滞なく登録公開申請者に通知するものとする。

(著作権、その他の権利及び登録公開許諾)

第7条 リポジトリに登録公開する研究・教育成果の著作権等については、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 著作権が登録公開申請者のみに帰属している場合は、登録公開申請者は、登録公開を行うことを図書館に対して無償で許諾する。

(2) 著作権が登録公開申請者を含む複数の者に帰属する場合は、登録公開申請者は、登録公開を行うことを図書館に対して無償で許諾する旨の同意を著作権の帰属する全員からあらかじめ取得する。

(3) 著作権が登録公開申請者以外の者に帰属している場合は、登録公開申請者は、登録公開を行うことを図書館に対して無償で許諾する旨の同意を著作権の帰属する者からあらかじめ取得する。

(4) 登録する研究・教育成果の公開が、登録公開申請者以外の肖像権又は個人情報に関する権利に抵触する場合は、登録公開申請者は、肖像権又は個人情報に関する権利が帰属する者からあらかじめ同意を取得する。

2 登録公開申請者は、前項第2号から第4号までに規定する手続を図書館に依頼することができる。

(公開の停止及び登録の削除)

第8条 図書館は、次の各号の場合、リポジトリに既に登録公開されている研究・教育成果の一部又は全部の公開を速やかに停止し、リポジトリを構築するサーバーから削除できるものとする。

(1) 登録公開を申請した者から、当該成果の公開停止又は削除の申請があった場合

(2) 当該成果の公開が、他者に帰属する著作権又はそれ以外の権利を侵害する場合

(3) 当該成果が、社会的にみて著しく不適切な内容を含むことが判明した場合

(申請者の責任)

第9条 登録公開された研究・教育成果に関しては、登録公開を申請した者が責任を負うものとする。

(免責事項)

第10条 本学は、リポジトリに登録公開された研究・教育成果に起因する損害については、一切責任を負わないものとする。

(庶務)

第11条 リポジトリに関する庶務は、図書館課において処理する。

付 記

この運用指針は、平成29年5月31日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

椋山女学園大学機関リポジトリ登録申請書

椋山女学園大学学術機関リポジトリ運用指針__様式①

様式第2号（第6条関係）

椋山女学園大学機関リポジトリ登録公開許諾書

椋山女学園大学学術機関リポジトリ運用指針__様式②